

平成28年第3回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成28年9月13日 開会

平成28年9月21日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成28年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成28年9月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 三浦直樹 | 2番 | 渡辺圭一 |
| 3番 | 小林清一 | 4番 | 小林昭一 |
| 5番 | 渡邊政司 | 6番 | 佐藤博水 |
| 7番 | 三浦利雄 | 8番 | 小林利雄 |
| 9番 | 渡邊明雄 | 10番 | 欠員 |

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

報告第5号平成27年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

報告第6号平成27年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報

告

認定第 1 号平成 27 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 35 号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 36 号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 37 号鳴沢村県営土地改良事業分担金徴収条例を定める件

議案第 38 号平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 39 号平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 40 号平成 28 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 41 号平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

同意第 1 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出

請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

請願第 2 号 FM ふじやま活用についての請願

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 5 号平成 27 年度鳴沢村普通会計財政健全

化判断比率の報告

- 日程第 5 報告第 6 号平成 27 年度鳴沢村水道事業会計資金
不足比率の報告
- 日程第 6 認定第 1 号平成 27 年度鳴沢村一般会計並びに特
別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 35 号鳴沢村行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報提供に関する条例の一部を
改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 36 号特別職の職員で非常勤のもの報酬及
び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 37 号鳴沢村県営土地改良事業分担金徴収条
例を定める件
- 日程第 10 議案第 38 号平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 11 議案第 39 号平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 40 号平成 28 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 41 号平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 2 号)

◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） それでは、平成 28 年第 3 回定例会開会に先
だち、ご挨拶を申し上げます。

今年は、結構台風の発生がありましたけれども、鳴沢村につい

ては特別な被害も今のところ報告されておりませんが、大田和地区でオオスズメバチが発生しております。キイロスズメバチを退治するような、全長5センチぐらいあるようなもので大変危険なもので、これの厄介なところが地面に巣をつくるということで、走ってきた人を襲うというような習性があるらしいです。

過日、岐阜県飛騨市の神岡町で開催された山の村だいこんマラソンで、橋の下にスズメバチの巣があって、その振動によって興奮したハチが115名を襲ったというような事例がありました。鳴沢村でも10月23日に紅葉マラソンが企画されております。十分に執行部の方々、我々も含めて注意したいと思いません。

さて、議員の皆様、今回は21日に一般質問が予定されております。村の姿勢を正すということで、ぜひいろいろご討議をお願いしたいと思います。

本日は、予算決算の常任委員会もありますので、慎重なご審議をお願いいたしましてご挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

開会 午前10時45分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから平成28年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（渡邊明雄君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、こんにちは。

平成28年第3回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもと開会できますこと、深く感謝と敬意を表します。

8月末の防災訓練では、議会も対策本部を立ち上げ、訓練や研修を受講していただきまして、まことにありがとうございました。

先ほど議長さんから申し上げましたが、ことしは台風の襲来が遅いと思っていましたら、急に幾つも襲来したり、またUターンで上陸というような台風もありまして、東北地方や北海道では災害でお亡くなりになった方もおりますし、また行方不明の方もあります。被災された皆様にはお見舞いを申し上げさせていただきます。

我が鳴沢村では幸いにも被害もなく、野菜のできは昨年と比べ安値が続いているようですが、そのくらいは我慢していただきたいと思っております。

今定例会に上程します議案は、報告2件、条例改正2件、条例を定める件1件、補正予算4件、27年度の歳入歳出決算の認定の議案が予定されております。どうかご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（渡邊明雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林利雄君、三浦直樹君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の報告がありましたので、ご了承をお願いします。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月8日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果につきましては、お手元に配布してありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席していただいた議員各位には、大変ご苦労さまでございました。

次に、平成28年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林利雄君。

議会運営委員長（小林利雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての

報告であります。

9月8日の午後4時及び12日の午後3時より、議員控室において委員会を招集しました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月8日の委員会で決定された事項については、次の8項目です。

- 1、会期は本日より9月21日までの9日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。
 - 2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。
 - 3、報告第5号及び報告第6号の2件は一括議題とすること。
 - 4、議案第38号から議案第41号までの4件を一括議題、一括採決とすること。
 - 5、請願第1号を本会議に上程することとし、発議第2号の意見書の採決により、みなし採択とすること。
 - 6、請願第2号を本会議に上程すること。
 - 7、一般質問通告日は9月12日正午までとすること。
 - 8、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。
- 以上であります。

次に、9月12日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

- 1、同日正午に通告が締め切られた6名7件の一般質問通告書の取り扱いについて、私の「政務活動費について」と、小林清一議員の「鳴沢道の駅の今後の進め方について」の2件の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終

いたします。

議長（渡邊明雄君） 総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成28年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月21日午後12時10分より委員会を招集しました。

委員4名と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「鳴沢村の中学生の村に対する考えや意見について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

委員会開催に先立って、ソフトバレー大会のために集まっていた中学3年生に、鳴沢村のよい点、悪い点や村の人口問題、将来的な居住希望の有無など、村に対する考えやご意見を伺いました。その後、議員控室で委員会を開催し、意見を聴取した中学生たちから挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、今回出された意見等は今後の議会活動の参考としていくことに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員会

の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月12日午後2時40分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 広報常任委員長 佐藤博水君。

広報常任委員長（佐藤博水君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月19日午後7時及び26日午後2時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「なるさわ議会だより第25号（案）について」及び「委員会の閉会中の継続調査の申し出の件」の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第25号について、レイアウトや掲載する記事の内容等について協議し、先月8月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、6月に総務教育厚生常任委員会で実施しました子育て世代の母親との意見交換会の内容などを掲載し、また、平成27年度に行われた一般質問の追跡リポートの枠を設け、特集として掲載いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（渡邊明雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 報告第5号平成27年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第5 報告第6号平成27年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第4、報告第5号平成27年度鳴沢村普

通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第6号平成27年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 報告第5号平成27年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成27年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率がマイナス1.9%で、前年度より1.2%改善しました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標ですが、この比率が25%を超えた場合には財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成26年度の実質公債費比率はマイナス0.7%でしたが、全国1,741市区町村中40位、県内では27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額より、これらに充当できる基金などの財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第6号平成27年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計、実質的には簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することになっております。この規定に基づき去る9月6日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれ議案2枚目の審査意見書の最下段にあるように、是正改善を要する事項としては特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。

また、算定の根拠としてお手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ鳴沢村は健全な財政運営がされておりますが、依然として村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で報告第5号及び第6号についての報告を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で報告第5号及び第6号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第6 認定第1号平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（渡邊明雄君） 日程第6、認定第1号平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします

す。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計を初めとする5つの特別会計に係る平成27年度の決算は、全ての会計の歳入総額29億4,428万8,228円、歳出総額26億7,217万6,662円となりました。

この歳入歳出の差し引きである形式収支は2億7,211万1,566円、形式収支から平成28年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源3,970万5,000円を差し引いた実質収支は、2億3,240万6,566円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見極めた上、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 三浦利雄君。

監査委員（三浦利雄君） 地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を、歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、平

成 2 8 年 9 月 1 日、5 日及び 6 日に実施し、審査いたしました結果を、鳴沢村監査委員条例第 8 条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成 2 7 年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成 2 7 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第 1 号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第 1 号については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第 7 議案第 3 5 号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第 7、議案第 3 5 号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第 3 5 号鳴沢村行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項で定める独自利用事務として、平成28年4月1日から施行されています鳴沢村第2子以降3歳未満児保育料無料化に関する事務が独自利用の業務に該当することから、平成29年7月から開始される情報連携に備えるために本条例を改正するものであります。

議案の1ページをごらんください。

改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項で、独自利用を行う事務は条例で定めることが規定されているため、本条例第4条第1項で定める別表第1を改正するものであります。

2ページをごらんください。

機関は「村長」、事務は「鳴沢村第2子以降3歳未満児保育料無料化に関する事務であって要綱で定めるもの」を新たに規定するものであります。

また、次ページは第4条第2項で定める別表第2であり、同様に機関は「村長」、事務は「鳴沢村第2子以降3歳未満児保育料無料化に関する事務であって要綱で定めるもの」、その事務で使用する特定個人情報として「地方税関係情報、住民票関係情報であって要綱で定めるもの」を新たに規定するものであります。

また、今回は要綱に定められた事務の追加となることから、1ページの条例第6条「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」を「この条例に定めるもののほか、この条例の

施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。」に改めるものであります。

なお、附則として施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で議案第35号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第36号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第8、議案第36号特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第36号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、公職選挙法の一部改正により、自治体が駅や商業施設等に任意で設置することができることとなった共通投票所の制度が新設されたことに伴い、国会議員の選挙等の執行経費に関する法律の一部を改正する法律が平成28年4月11日に公布され、それに携わる者の費用弁償について新たに規定されたため、本村でもそれに対応するため本条例を改正するものであります。

議案の1ページをごらんください。

共通投票所に携わる者の報酬を規定するため、別表第1を改正するものであります。2ページ、3ページは改正前の別表第1の内容となっており、4ページ、5ページが改正後の内容となります。

5ページの「投票所の投票管理者」の項目の次に「共通投票所の投票管理者」についての項目を、「投票所の投票立会人」の項目の次に「共通投票所の投票立会人」についての項目をそれぞれ新たに追加します。報酬は、国会議員の選挙等の執行経費に関する法律の該当項目を引用する形となっており、金額は投票管理者が1万2,600円、投票立会人が1万700円となっております。

また、今回の法改正による項目追加に伴い、「期日前投票所の投票管理者」以降について、報酬欄記載の号数も改正されたた

め、これらもあわせて改めるものであります。

なお、附則として施行期日は公布の日からとし、平成28年4月11日から適用するものであります。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第37号鳴沢村県営土地改良事業分担金徴収条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第9、議案第37号鳴沢村県営土地改良事業分担金徴収条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課

長。

振興課長（三浦寿得君） 議案第37号鳴沢村県営土地改良事業分担金徴収条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

鳴沢村では、平成19年度から県営中山間地域総合整備事業を実施しており、本事業による圃場整備については造成費の15%が市町村負担になります。圃場の整備により利益を受ける受益者がその半分の7.5%を負担することで当初より事業を進めてきました。このたび大田和地区の圃場整備が完了しましたので、受益者より工事費負担金の徴収を行うために条例を定めるものであります。

条例の主な内容は、第1条により、土地改良法第91条第3項の規定による分担金の徴収に関する旨を規定します。

第2条において、県営土地改良事業により利益を受ける者から分担金を徴収することを定めます。

第3条は、分担金の額として、徴収する分担金の総額を村長が定める旨を規定します。

第4条は、分担金を県営土地改良事業の施行に係る年度において徴収することを規定します。

第5条においては、徴収手続等として徴収する分担金の徴収手続その他、この条例の施行に関して必要な事項を村長が定めることとします。

なお、附則として施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8 番（小林利雄君） 第2条の（2）、これは農業用水を指しますか。それともそのほかに何か権益がありますか。

議長（渡邊明雄君） 振興課長。

振興課長（三浦寿得君） こちらにつきましては、調べて後で報告させていただきたいと思います。

議長（渡邊明雄君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） それでは、お諮りいたします。

後日報告がありますけれども、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

それではここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時27分

議長（渡邊明雄君） では、会議を再開いたします。

振興課長。

振興課長（三浦寿得君） それでは、先ほどの質問についてお答えいたします。

こちらの土地改良事業ですが、大田和地区のほうでの的場地区と入の棚圃場地区、この2ヶ所の圃場整備を行いました。第2項

にある、土地改良事業の施行に係る地内にある土地以外ということで、ほぼその地区は全て整備計画の中で整備しているんですが、的場地区については一部地権者の同意が得られない場所がありました。このようなところでも、道路とか水道、パイプライン、このようなものを利用できる者からは、こういった道路を使うような方からは負担金をとることができる、このような内容であります。

議長（渡邊明雄君） この答弁に対する質疑はございますか。

8 番（小林利雄君） ありません。

議長（渡邊明雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 10 議案第 38 号平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）

◎日程第 11 議案第 39 号平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 12 議案第 40 号平成 28 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 13 議案第 41 号平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議長（渡邊明雄君） 日程第 10、議案第 38 号平成 28 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 13、議案第 41 号平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第38号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から議案第41号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに9,618万6,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を29億3,597万6,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、小学校管理運営費1,500万円、簡易水道事業特別会計繰出金660万円、介護保険特別会計繰出金328万6,000円、総務行政諸費315万4,000円、村道維持補修事業300万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金3,460万5,000円、恩賜林産物売り払い代などの諸収入258万8,000円、国庫補助金92万7,000円を見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第38号から議案第41号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第41号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月14日から20日までの7日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月14日から20日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月21日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月13日

議会議長

署名議員

署名議員

平成28年9月21日再開

1、出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 三浦直樹 | 2番 | 渡辺圭一 |
| 3番 | 小林清一 | 4番 | 小林昭一 |
| 5番 | 渡邊政司 | 6番 | 佐藤博水 |
| 7番 | 三浦利雄 | 8番 | 小林利雄 |
| 9番 | 渡邊明雄 | 10番 | 欠員 |

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1号 平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第38号 平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)
日程第5 議案第39号 平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第6 議案第40号 平成28年度鳴沢村簡易水道事業特

別会計補正予算（第2号）

- 日程第 7 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 同意第 1 号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件
- 日程第 9 発議第 2 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出
- 日程第 1 0 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 1 1 請願第 2 号 FMふじやま活用についての請願
- 日程第 1 2 一般質問
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（渡邊明雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺圭一君、小林清一君を指名します。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成28年第2回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

平成28年6月29日10時より招集され、平成28年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第2回定例会が行われました。

出席者は議員18名と、会議事件説明のために梶原義美組合長ほか執行部2名の出席がありました。

本会議における会議事件は6件で、まず、補欠議員渡辺春雄君の議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が29日から1日間と決定されました。

次に、渡辺春雄君の委員会への所属について、入会権対策委員会への指名がありました。

続いて、議案第7号平成28年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について、事務局から歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,126万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億1,008万2,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決しました。

次に、美化協議案第2号平成28年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,079万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,999万8,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決されました。

その他として、4合目売店がマイカー規制により売り上げが減

収し、その方策として北麓駐車場の一等地を県から提供を受け、午前5時から営業を始め、その売り上げでカバーする旨の説明がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

平成28年第2回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が8月30日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員19名と、会議事件説明のために代表理事、堀内 茂富士吉田市長、理事、小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のためにほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。

本会議においては、まず富士吉田市、忍野村の富士五湖広域行政事務組合議員交代に伴い、議席の指定及び一部変更がありました。会期は8月30日、1日のみと決定されました。

会議事件は、まず、専決処分報告として富士五湖広域行政事務組合職員給与条例に関する条例の一部を改正する条例、平成27年度一般会計補正予算第3号、歳入歳出それぞれ941万3,000円を減額し、予算の総額を13億6,921万6,000円とするもの、平成27年度富士五湖聖苑特別会計補正予算第1号、歳入歳出それぞれ935万3,000円を減額し、予算の総額を8,439万3,000円とするものについて報告があり、付託は省略され承認されました。

次に、議案第11号平成27年度一般会計歳入歳出決算認定、歳入13億6,922万1,361円、歳出13億6,918万522円、差引収支額4万839円。議案第12号平成27年度

富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定、歳入1,344万794円、歳出1,161万8,977円、差引収支額182万1,817円。議案第13号富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定、歳入8,440万8円、歳出8,236万6,383円、差引収支額201万3,625円。これらは議員9名による決算特別委員会に付託され、本会議にて承認されました。

次に、議案第14号富士五湖広域行政事務組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する一部改正、議案第15号一般会計補正予算第1号、歳入歳出それぞれ97万2,000円を増額し、予算の総額を14億5,234万円とするもの、議案第16号ふるさと振興整備事業特別会計補正予算第1号、歳入歳出それぞれ29万4,000円を減額し、予算の総額を838万8,000円とするもの。これらについては、総務委員会に付託され、本会議にてそれぞれ承認されました。

次に、議案第17号財産の取得について。これは、老朽化により買い入れとなった消防ポンプ自動車1台3,650万4,000円であります。

次に、議案第18号富士五湖広域行政事務組合監査委員選任について。これは、渡辺孝男議員退任によるもので、勝又米治議員が選任されました。

次に、一般質問が行われ、鳴沢村小林昭一議員より、消防本部庁舎等の建てかえ計画について質問があり、答弁として、平成33年の本部新庁舎完成を目指し、基本計画を策定し進めていく。また、河口湖、西部、東部、西桂、上九の各出張所についても老朽化に伴い、順次耐震補強または建てかえに取り組み、統合については適正な配置の見直しをする旨の返答でした。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号 平成27年度鳴沢村一般会計並び
に特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（渡邊明雄君） 日程第3、認定第1号平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

予算決算常任委員長（小林昭一君） 今定例会初日において、予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成27年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月13日及び14日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には、熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対し、それぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かさせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して

課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第38号平成28年度鳴沢村一般会計補正
予算（第4号）

◎日程第5 議案第39号平成28年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第40号平成28年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第41号平成28年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第2号）

議長（渡邊明雄君） 日程第4、議案第38号平成28年度鳴沢村
一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第41号平成
28年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4
件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算
常任委員長 小林昭一君。

予算決算常任委員長（小林昭一君） 今定例会におきまして、予算
決算常任委員会に付託された議案第38号平成28年度鳴沢村
一般会計補正予算（第4号）から、議案第41号平成28年度
鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの補正予算4
議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報
告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い9月21日午前10時
に再開し、付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ
りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること
は省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算4議案につ
いて、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全

員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第38号から議案第41号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第38号から議案第41号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(渡邊明雄君) 起立全員です。したがって、議案第38号から議案第41号までの4件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

議長(渡邊明雄君) 日程第8、同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第1号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺邦男氏が9月30日をもって任期満了とな

ることを受け任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村 471 番地、小林俊司氏を任命したいと思います。

ご存じのように、教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を持ち、適任と思われますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより同意第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国
庫負担制度拡充を求める意見書の提
出

議長（渡邊明雄君） 日程第9、発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。4番
小林昭一君。

4番（小林昭一君） 発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べ1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学校規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめなど指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上明記されています。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。また、三

位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫していると同時に、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差が生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 請願第1号30人以下学級実現、義務教育費
国庫負担制度拡充を図るための請
願

議長 (渡邊明雄君) 日程第10、請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第2号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第11 請願第2号FMふじやま活用についての請願

議長 (渡邊明雄君) 日程第11、請願第2号FMふじやま活用についての請願を議題といたします。

本件について、紹介議員から説明を求めます。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 請願第2号FMふじやま活用についての内容について説明申し上げます。

こちらの請願は、鳴沢村在住の小林正吾さんと二三子さんの連名で提出のあったもので、私が紹介議員となっております。

内容は、富士吉田市を中心とした広域、山梨県県域では求められない細やかな地域情報を住民へ提供すること。また、富士山噴火、地震等の災害発生時などにFM放送の普遍性・即時性を生かし、防災無線の補完的な役割を担うことを目的として、鳴沢村に比較的近い場所にある富士河口湖町のFM局「FMふじやま」に協賛し、活用していただきたいというものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で請願内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。

本請願を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程第12 一般質問

議長(渡邊明雄君) 日程第12、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

9月12日に小林利雄議員から通告のありました「政務活動費について」及び同じく9月12日に小林清一議員から通告のありました「鳴沢道の駅の今後の進め方について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

それでは、質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君からの「鳴沢村所有施設の和式トイレの洋式化への改修について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番(佐藤博水君) 鳴沢村で所有している施設の和式トイレの洋式化への改修のお考えはあるか、村長、教育長にお伺いします。

生活様式が変わり、各家庭をはじめ公共施設等のトイレが和式から洋式へと変わってきております。各家庭ではほとんどが洋式トイレとなっているため、公共施設のトイレの使用に際し、和式トイレになじめず不便を感じている利用者が多く、改修を望む声が多く聞かれます。

鳴沢村で所有する各施設のうち、既設の和式トイレと洋式トイレの比率はどの程度になっているか伺います。

また、小学校校庭に設置されたトイレは男女の区別もなく、設置された当初とは状況が変わり、女性が使用する頻度も多くなり、利用者は不愉快を感じています。小学校校庭のトイレの男女別化への改修工事や他の村有施設の洋式トイレの改修計画の

予定はありますか伺います。

施設の担当部署ごとに村長、教育長にお伺いします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤議員の質問ですが、村有施設にはいろいろなトイレがありますので、各担当課長ごとに答弁させていただきます。

議長（渡邊明雄君） 総務課長からよろしいでしょうか。

総務課長（渡辺伸一君） それでは、総務課が所管している役場庁舎のトイレの現状についてご説明いたします。

トイレは全て洋式で、和式の便所はありません。数は1階の男性トイレに1基、女性トイレが2基、身体障害者用が1基であります。2階に男性のトイレが1基、女性トイレが1基、合計で6基であります。また、全ての便器にウォシュレットが備え付けてあります。

続きまして、企画課の所管施設の状況と答弁を行います。

議長（渡邊明雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺一博君） それでは、企画課では道の駅、富士山博物館、いきやりの湯、第3駐車場の各施設内にあるトイレを管理しております。

道の駅は、全てのトイレが洋式タイプで、男性用トイレが身障者用を含めて5ヶ所、女性用トイレが身障者、家族用を含めて10ヶ所。

富士山博物館の洋式トイレの割合は、男性用トイレが50%、女性用トイレが30%で、内訳としまして、洋式タイプトイレは、男性用トイレが身障者用を含めて2ヶ所、女性用トイレが身障者、家族用を含めて3ヶ所、和式タイプが男性用トイレで2ヶ所、女性用トイレで7ヶ所。

いきやりの湯洋式トイレの割合は、男性用トイレが66.7%、

女性用トイレが60%で、内訳としまして、洋式タイプトイレは、男性用トイレが脱衣室用も含めて2ヶ所、女性用トイレが脱衣室用を含めまして3ヶ所、和式タイプが男性用トイレで1ヶ所、女性用トイレで2ヶ所。

第3駐車場は、全てのトイレが洋式タイプで、男性用トイレが身障者用を含めて2ヶ所、女性用トイレが身障者用を含めて4ヶ所になります。

なお、男女兼用のトイレは企画課管理分につきましては、該当がありません。それぞれの施設の利用状況を確認したところ、富士山博物館のトイレにつきまして、洋式への変更を望む声も聞かれているとのことでしたが、それ以外の施設については、意見などは聞かれておりません。

今後、洋式化への改修につきましては、施設全体の改修にあわせて検討していきたいと考えております。

続いて、福祉保健課長より答弁をお願いします。

議長（渡邊明雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 福祉保健課所管施設の保健センターとゲートボール場のトイレについて回答させていただきます。

保健センターについては、全て洋式化済みとなっております。内訳ですが、1階は女子トイレ2基、身体障害者用1基、男性トイレ1基です。2階は女子トイレ2基、男子トイレ1基です。

ゲートボール場のトイレについては、総合センターと屋内ゲートボール場の間に設置しており、ゲートボール場の利用者専用トイレとなっています。トイレについては、男子小便器が2基、和式トイレが2基設置されており、男女兼用となっています。

現在は、お達者クラブゲートボール部、女性4名が週2回活動しており、使用頻度については、月10回程度であり、洋式化については必要ないと思われま

今後、高齢化によりゲートボール部員の減少が予想され、将来的には放課後児童クラブの小学生に開放し、多目的な利用が検討されますが、トイレについては、総合センター内にあるため、洋式化への改修計画については考えておりません。

続いて、住民課長より答弁をお願いします。

議長（渡邊明雄君） 住民課長。

住民課長（木暮富人君） 住民課が所管しております鳴沢保育所、まなびや公園について回答いたします。

まず、鳴沢保育所につきましては、和式が0個、洋式が職員用2個を含む9個、小便器が6基あります。日曜日を除くほぼ毎日使用されております。

次に、まなびや公園のトイレにつきましては、和式1基と小便器が1基の計2基で、冬期以外は常時開放されているため、使用頻度は不明でございます。屋外トイレでございますので、洋式化の必要は低いと思われまますので、改修の予定は今現在ございません。

続いて、振興課長より答弁をお願いします。

議長（渡邊明雄君） 振興課長。

振興課長（三浦寿得君） それでは、振興課所管の施設についてご説明申し上げます。

振興課では、山道ホール、さくらの里公園と2施設を所管しております。

まず、山道ホールであります。洋式の大便秘器が3個、内訳としまして、男1、女2となっております。和式の大便秘器が男1、女1となっております。

さくらの里公園につきましては、全て和式になっておりまして、和式の大便秘器が3、内訳で男が1、女が2、このような状況であります。

まず、和式、洋式の割合であります。山道ホールにつきましては、和式が40%、洋式が60%であります。さくらの里公園につきましては、全て和式ですので和式が100%となっております。男女比率ですが、山道ホールは男40%、女60%であります。さくらの里公園につきましては、男が33.3%、女66.6%となっております。

それから、男女兼用についてということですが、両施設とも男女専用となっておりますので、兼用施設ということにはなっておりません。

続きまして、年間使用頻度であります。山道ホールにつきましては、延べ使用日数が平成27年度使用実績で225日、延べ使用人数が1,257人となっております。さくらの里公園であります。こちらは許可をとって使用する施設ではなく、不特定多数が使用する施設でありますので、不明であります。

続いて、洋式便器への改修の必要性、こちらにつきましては、さくらの里公園の大便器は全て和式であります。利用者から洋式トイレへの改修を望む意見も寄せられているため、洋式トイレへの改修を検討していきたいと思っております。また、改修に当たっては、屋外のトイレであるため、冬期の管理方法についても検討が必要であると思われま。

山道ホールには、男女1つずつの和式トイレがありますが、施設利用者から要望を確認した上で、洋式トイレへの改修を検討していきたいと思っております。

改修計画の有無であります。現時点ではありません。財政担当と協議の上、他の施設とあわせて洋式便器への改修を検討していきたいと思っております。

続いて、教育長より答弁をお願いいたします。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 教育委員会で管理している施設のトイレの数は70基で、洋式トイレが男女合わせて36基、和式トイレが34基となっており、洋式トイレの普及率は51%となっております。

洋式トイレへの改修については、全国的にも賛否両論がありますが、和式トイレの使用が教育や衛生面の観点から必要な場合があることを踏まえ、和式トイレを全て改修し、洋式に入れ替えることが早急に必要かどうか一概には言えないため、現在のところ和式トイレを洋式トイレに改修する計画はありません。

しかしながら、ご質問にもありましたが、小学校の校庭のトイレは男女兼用となっております。また、全て和式のトイレが4施設ありますので、財政的な面や施設の状況を鑑みながら、改修については今後検討していきたいと思っております。

以上で佐藤博水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 小学校校庭のトイレにつきましては、近年、野球スポーツ少年団に女子も加入、また、大人の使用頻度等も多くなっています。男女区別がないために非常に女子は気まずい思いをしながら利用していると推察されます。さらに、全国では、トイレでの軽犯罪等も発生しており、一刻も早く改修をしなければならないと考えます。

水回りの工事は大変経費がかさみ、大変であることは重々承知しておりますが、早急にトイレの施設の改修ができることを期待し、質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「郷土への愛着を育む『ふるさと教育』について」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 郷土への愛着を育む「ふるさと教育」につい

て、教育長に伺います。

村づくりの基本は、「人づくり」と言われるように、ふるさと創生期においては、地域の未来づくりの原動力となる「人材力」が最も重要となります。鳴沢村の将来を担う子供たちにしっかりと郷土の歴史・文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇り等を育むことが必要です。

地域固有のことを学ぶ中で、ふるさとに自分自身の居場所と出番を見つけ、進路意識に影響を与えるとの研究結果もあります。

今、学校教育では、身近な地域を含めた社会とのつながりの中で、郷土の歴史や文化、伝統などを学んでいくことが強く求められています。

最近では、富士山世界文化遺産登録もあり、「富士山教育」に取り組む学校もふえています。鳴沢村では、次代を担う子供たちへの郷土愛を育む教育をどのように考えて取り組んでいるのでしょうか。

また、村の歴史や文化を継承していくには、歴史書等の蓄積とは別に、村の歴史、文化等を深く理解している人による教えも必要だと考えます。知識を持った指導者を育て、鳴沢村への愛着を育む「ふるさと教育」を広めていくお考えはあるのか、教育長に伺います。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

鳴沢小学校では、教育課程に「富士山学習全体計画」があり、目標を「豊かな自然・信仰の対象・芸術の源泉である富士山を学び、考え、思いを寄せ、後世に引き継ぐことができる子の育成」と掲げ、各学年に応じて授業カリキュラムを立てています。加えて、富士山レンジャーや県環境科学研究所による出張授業の実施、富士ビジターセンター体験学習なども行っています。

校外学習は、一湖台、三湖台、五湖台、パノラマ台、富士山、鳴沢氷穴など富士山周辺の自然を学ぶ機会を設定し、地域を歩き、ふるさとの春夏秋冬を感じたり、文化を学んだり、人々と触れ合ったりする学習を進めています。

道徳教育においては、どの学年においても郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつという主題が設定されており、実施しております。

児童会活動の中には、自分たちの住む地域をきれいにしようということで、年に1回村内清掃活動を行っています。

食に関する指導内容の中には、給食を食べる際に、栄養教諭から給食食材の説明があり、鳴沢産の紹介もあり、地産地消ということについても理解することができます。

委員会活動では、村の花き生産農家の方から教えてもらいながら鳴沢村産の花を育て、学校美化に取り組んでいます。

教育課程外では、社会教育として地域の祭りも毎年参加し、村に残る伝統文化を継承する活動もしております。

また、鳴沢小学校をはじめ湖畔地区にある学校の河口湖畔教育協議会でつくっている共通の副読本、主に3年生の社会科で使用する「わたしたちのきょうど」、高学年の理科を中心に使用する「私たちの自然」があります。また、今年度県の教育委員会が作成している「グローバル人材育成郷土学習教材」も今後活用していく教材となります。

このように、現在、小学校6年間、さらには中学校に行っても富士山教育などに取り組んでおり、次代を担う子供たちの郷土愛を育む上での基礎づくりがなされていると考えます。

それから2番目の質問ですけれども、村の歴史や文化を継承していくには、その担い手となる人材の育成・確保が必要不可欠であると思っております。

本来は、村の歴史や文化に精通する職員や指導者を育成することが重要だと思いますが、住民一人ひとりが自ら歴史や文化の担い手であることを認識し、次代を担う子供たちに伝承していくことで、村の歴史や伝統、文化を学んだり、自然の中でさまざまな体験をし、地域の人との人間関係を深めながら郷土を知り、そして守り育てていきたいという心情が生まれてくるのではと思います。

以前、文化協会郷土史研究部の方に榛名の池など、村内を案内していただいた経緯もありますので、地域の方々にご協力いただき、地域の自然、歴史、文化、産業といった教育資源を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち豊かでたくましい子供を育むふるさと教育を進めることも、今後、検討していく必要があると思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） この鳴沢村には、字富士山という地名があります。日本一の富士山を持つこの鳴沢村として誇りを持てるように、富士山教育のさらなる充実を求めまして質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「東海地震等の大災害時の生活水確保について」の質問を許します。

3番 小林清一君。

3番（小林清一君） ご存じのように鳴沢には川がありません。私たちは、給水、生活水につきまして、現在、地下水に頼っているのが現状であります。

東海地震等の大災害時に地下水からの給水ができなくなった場合、どのような危機管理体制で生活水を確保しようとしている

のかお伺いしたいと思います、総務課長。

議長（渡邊明雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 小林清一議員の質問にお答えいたします。

村内にある紅葉台、五六場、大持、大砂、三本松の5ヶ所の配水池の貯水槽の容量の合計は、3,630トンです。そのうち、容量1,000トンの配水池、こちらは三本松、大持、五六場、においては、震度5以上を感知した場合、被災で破損した配水管からの漏水による水の損失を防ぐため、配水管が自動で遮断されるようになっております。平常時、それぞれの貯水池で平均して貯水池容量の85%程度、3,085トンが貯水されると想定しております。

過去の災害時の例で、飲み水を含めた生活用水の給水量は、阪神淡路大震災のとき、震災直後の1週間、給水量は1人1日当たり16リッター、2週間たった時点で1人23リッター程度得られたようでした。過去の例により、1人30リッターの水を必要量とし、算出しますと、約32日間の貯水量となります。

三本松配水池は、平成27年度に整備した自家用発電機がありますので、災害時、電気の供給が途絶えてもポンプによる地下水の汲み上げが行え、配水管に支障がなければ、自然流下により鳴沢・大和田地区への飲料水等の供給が可能であります。配水管に損傷があれば、配水池にある水を可搬のエンジンポンプでくみ上げ、給水車で運搬する予定であります。

それ以外にも、今年度、毎分3リッターの浄水が行える浄水器を2台購入しております。防火水槽、小学校プールの水を飲料水に活用できます。平成28年度現在、設置した防火水槽は村内に74基あります。このうち耐震性防火水槽は、本年完成予定の1基を含めて9基でございます。総容量は360トンで、

飲料水のみであれば、約1ヶ月弱の水が確保されております。

道路状況にもよりますが、車で通行可能であれば、近くの湖から確保することも可能であります。また、ミネラルウォーター2リッターを約2,000本備蓄しております。

このように、被災時に備えた取り組みを行っておりますが、災害時の道路状況により、貯水池まで通行できないことや、給水車等による応急給水まである程度時間を要すること、また、ライフラインの復旧には1週間以上かかることも予想されますので、各家庭におかれましても5日間分の飲料水を備蓄していただけるよう、広報等でさらなる啓発を行う予定であります。

以上で小林清一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 状況とすれば、設備も含めて対応はできているようですが、こういう内容は、いつ何どきどのような形で起こるかわかりませんので、一つは防災の意識と同時に設備の点検、管理、そういったものが必要だと思いますので、その辺も含めてぜひ管理をしていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「庁舎の改築時期の予定は」の質問を許します。4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 庁舎の改築時期の予定について、村長にお尋ねします。

村長は昨年12月定例会の一般質問に答えて、「安心して住める村とするため、引き続き村政運営を担いたい」と答弁し、村民の信頼を担い村政の運営を継続されています。また、平成28年度まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定し、村政の運営にご尽力いただいております。総合戦略の実行

に当たってもしっかりとした拠点がなければ、十分な成果は期待できないと思います。

さて、最近では、熊本で頻繁に地震が見られますが、4月14、16日の地震では、甚大な被害があり、宇土市役所は損壊し、使用不能。益城町役場は壁にひびが入るなどとしたため住民の立ち入りを制限し、近くの中央公民館などに臨時窓口を設けて業務を行っているそうです。2011年3月の東日本大震災以来、日本列島は地震の活動期に入ったようではないかと報道もされています。日本列島の地震で、最大震度3以上の地震は9月だけでも1日の有明海地震を震源地とした地震をはじめ、11日の福島県沖など13件もありました。首都直下型地震、東海地震、南海地震、東南海地震も30年以内に起こるとされています。明日かもしれません。富士山噴火の可能性はいつ噴火してもおかしくない状況であるとも報道され、宝永大噴火は宝永地震の後に始まったそうです。自然災害は防げませんが、小さくすることはできると思います。

さて、さきの第1回議会定例会において、小林利雄議員の一般質問に対し、「災害時に庁舎としての機能が保てるかどうか不安が残りますので、庁舎問題については、皆様方と検討していきたいと思っています」と答弁されていますが、鳴沢村の庁舎は昭和37年12月に建設され、平成10年に耐震補強工事を行っていますが、元となる建設時期が古過ぎて度重なる震災に耐えられるとは思われません。築年月日から考えると改築すべき時期ではないかと思いますが、考えを教えてください。村長にお尋ねします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

まず、現在の庁舎ですが、先ほど質問にありましたように昭和

37年12月に竣工しており、財産台帳によると、庁舎等はその当時約2,356万円で建築され、建築から54年が経過しております。また、昭和37年12月の鳴沢村の人口は2,299人で、現在より約900人ほど人口は少なく、当時の役場の課は総務課、民生課、振興課、企画室の3課1室体制でありました。本庁舎での職員数は、昭和37年度は15名で、平成28年度の40名、これは特別職2名を含みませんが、比較すると25名も多くなっている状況であります。

現庁舎は、平成4年度に建物1階前面に鉄骨づくりで事務室を増設、平成6年には、庁舎2階の和室を現在の振興課へと改修する工事を行っております。また、平成9年に実施した耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高く、大規模な補修工事を要すると判定されたことを受け、平成10年度に約9,840万円をかけて庁舎耐震補強及び改修工事を実施しました。

耐震補強工事の概要は、RC耐震壁5ヶ所に増設、これは村長室北側壁6m、1階事務室北壁6m、出納室南壁6m、庁舎東外壁7m、議場北壁12m、また、塔屋の一層目に鉄骨ブレースによる耐震壁を設置することにより、水平耐力を高め、耐震性能を補強することと、屋上荷重が多いという指摘から、屋上の軽量化もあわせて行われました。

この耐震改修により、建築基準法に基づいた構造耐震判定指標・累積強度指標は耐震性能となり、阪神淡路大震災クラスにも対応できる構造体となりました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び同年3月15日に発生した静岡県東部地震により、庁舎の壁等にクラックが生じましたが、山梨県被災建築物応急危険度判定士に調査をしていただいた結果、危険度はAランクで安全であり、

改修等の必要はないとの判定を受けております。

このように、庁舎自体の耐震性能はクリアしているわけですが、庁舎は昭和37年の建設から54年が経過しております。老朽化という面から見ると、災害時に本当に庁舎としての機能が保てるかどうかということは、不安が残ります。

また、建設当時に比べ職員数は大幅に増加し、事務量も増加しております。年々増加する書類の保管場所をはじめ、さまざまな面で手狭であり、事務効率の低下を招いていることや、職員の打ち合わせスペースや来客に対応できるスペースも少なく、場所の確保に苦慮していることは事実であります。

道州制の実現に向けた議論は、現在トーンダウンしておりますが、このまま単村で存続していくためには、村の核となる庁舎についての議論は必要だと考えております。

近隣では、早川町が昭和32年に竣工した庁舎（築59年）を全体的な庁舎の老朽化と、耐震診断で倒壊する危険性が高いと診断されたこと、また、庁舎の一部が土砂災害警戒区域に位置していることから、建設事業費約8億4,000万円をかけて平成28年3月に建てかえを行いました。

また、小菅村でも昭和47年に竣工した庁舎（築43年）を耐震診断で危険建物と診断されたことにより、建設事業費約6億2,500万円をかけて平成27年3月に建てかえております。

また、富士吉田市では、昭和46年に竣工した東庁舎（築42年）を耐震診断で危険建物と診断されたことにより、建設事業費約6億6,000万円をかけて平成25年12月に建てかえております。なお、本庁舎も耐震診断で危険建物と診断されたようですが、本庁舎については建てかえはせず、耐震改修工事を行ったとのことでした。

当村でも、今後の庁舎のあり方について、今年度は役場職員で

構成する検討部会を設置し、現庁舎の問題点、課題点等を洗い出したいと考えております。また、検討部会を経て、住民の代表を含めた検討委員会を設置し、役場職員のみならず、さまざまな住民の方から多くの提言をいただける場を設け、今後の庁舎のあり方についての方向性を決めていきたいと考えております。

以上で小林昭一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 莫大な費用がかかるとの返答です。村民の安全のためにも新築という方向でぜひ検討いただきながら、委員会等を設けていただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村診療所開業医誘致事業の進捗状況について」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 鳴沢村診療所開業医誘致事業として、本年度平成28年7月1日から8月31日までの第1期募集受付が行われました。現在までの進捗状況の答弁を福祉保健課長に求めます。

議長（渡邊明雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 三浦直樹議員の質問にお答えさせていただきます。

地方創生の実現に向けて、村民が安心して医療サービスを受けることができるように地域の医療体制の安定拡大を図り、村民の健康と福祉の増進に寄与するため、訪問診療や往診などの在宅医療に対して積極的に取り組む、村内に診療所を開設する医師または医療法人の代表者に対して補助金を交付するために、

7月1日から8月31日までの第1期受付期間で開業医を募集したところ、1名の応募がありました。

今後は、保健所や富士吉田医師会などの医療精通者による申請書類の審査や応募医師との面接などにより、10月中には最終的な合否を決定したいと考えております。

以上で三浦直樹議員からの鳴沢村診療所開業医誘致事業の進捗状況についての質問の答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 村民の将来の安心のために慎重に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わります。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡邊明雄君） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（渡邊明雄君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成28年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月21日

議会議長

署名議員

署名議員